

令和6年度更別村が実施する 低所得世帯支援給付金(追加支援)の ご案内について

住民税非課税世帯の方を追加支援する令和6年度の新たな給付金を実施します。

※ この給付金は差押禁止等及び非課税の対象です。

給付金の内容

- ① 令和6年度更別村電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
(低所得世帯追加支援)
 - ・住民税非課税世帯 1世帯あたり **3万円**
- ② 子ども加算
 - ・住民税非課税の子育て世帯へ、子ども1人あたり **2万円**
※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る

支給手続きについて

- ・令和6年**12月13日**時点で更別村に住民登録のある世帯
- ・世帯全員の令和6年度**住民税課税状況**を村が把握している世帯
- ・住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみではない世帯

➡ 支給対象となる世帯へ村より**支給予定通知書**
または**支給要件確認書**を送付します。

詳しくは裏面「I」へ

- ・令和6年1月2日以降の転入者がいる世帯
- ・未申告者がいる世帯

➡ 支給に該当するか要件確認のため、**申請が必要です**

詳しくは裏面「II」へ

受付期間

令和7年3月7日(金)～3月31日(月)

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。



給付金の支給手続き

I- (1) 支給予定通知書を送付した世帯

公金受取口座（世帯主名義）を登録している方、または、令和6年度更別村物価高騰対策給付金（10万円/1世帯）を受給された方

- 給付予定（給付金額や受取口座）をお知らせします。内容を確認して、次の場合は保健福祉課へ連絡ください。

☆連絡のない場合は、通知内容のとおり支給します。

【確認事項】

- ① 記載された受取口座を解約している場合
- ② 給付金の受取を拒否する場合

I- (2) 支給要件確認書を送付した世帯

公金受取口座を未登録の方

- 給付のために、以下の内容の確認が必要です。必要事項を記入して、保健福祉課へ**提出してください**。

※提出期限 令和7年3月31日（月）

【確認事項】

- ① 記載された給付金受取口座番号に誤りがないか
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- ③ 世帯員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみではないこと

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方、または未申告の方がいる世帯

【申請書は更別村役場 保健福祉課で配布いたします。

支給要件に該当する方は、以下のお手続きをいただいたうえ、ご提出ください】

世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する「住民税課税状況を確認できる書類」を添付して提出してください。



世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 確定申告を行ったうえで、非課税であることを確認できる資料を添付して提出してください。

お問い合わせ

更別村役場 保健福祉課 福祉係

0155-53-3000

受付時間 平日8:30~17:15

